

会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月30日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

## 海田町規則第18号

会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年海田町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項第1号中「100分の112.5以上100分の124未満」を「100分の115以上100分の126.5未満」に改め，同項第2号及び第3号中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項第1号中「100分の115以上100分の126.5未満」を「100分の113.75以上100分の125.25未満」に改め，同項第2号及び第3号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

### 附 則

この規則は，公布の日から施行し，第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は，令和7年12月期の勤勉手当に係る成績率の決定から適用する。ただし，第2条の規定は，令和8年4月1日から施行する。